

議案第 13 号

飯能市ねたきり老人等手当支給条例を廃止する条例（案）

飯能市ねたきり老人等手当支給条例（昭和 47 年条例第 37 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に飯能市ねたきり老人等手当支給条例第 4 条第 2 項の規定により認定を受けた者の令和 8 年 3 月分までの手当については、なお従前の例による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

飯能市長 新 井 重 治